

柏市立柏第五小学校 いじめ防止基本方針

令和5年6月1日改訂

1. 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条-1）

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法第3条）

(3) 学校および学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第8条）

いじめは、児童の安全、安心な学校生活を送ることや様々な活動を行うことを阻むだけでなく、児

童の心身に深刻な影響をおよぼす許されない行為である。また、法第4条に示す通り違法行為であり、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を教職員が持ち、いじめ防止のために全力かつ一丸で当たらなければならない。

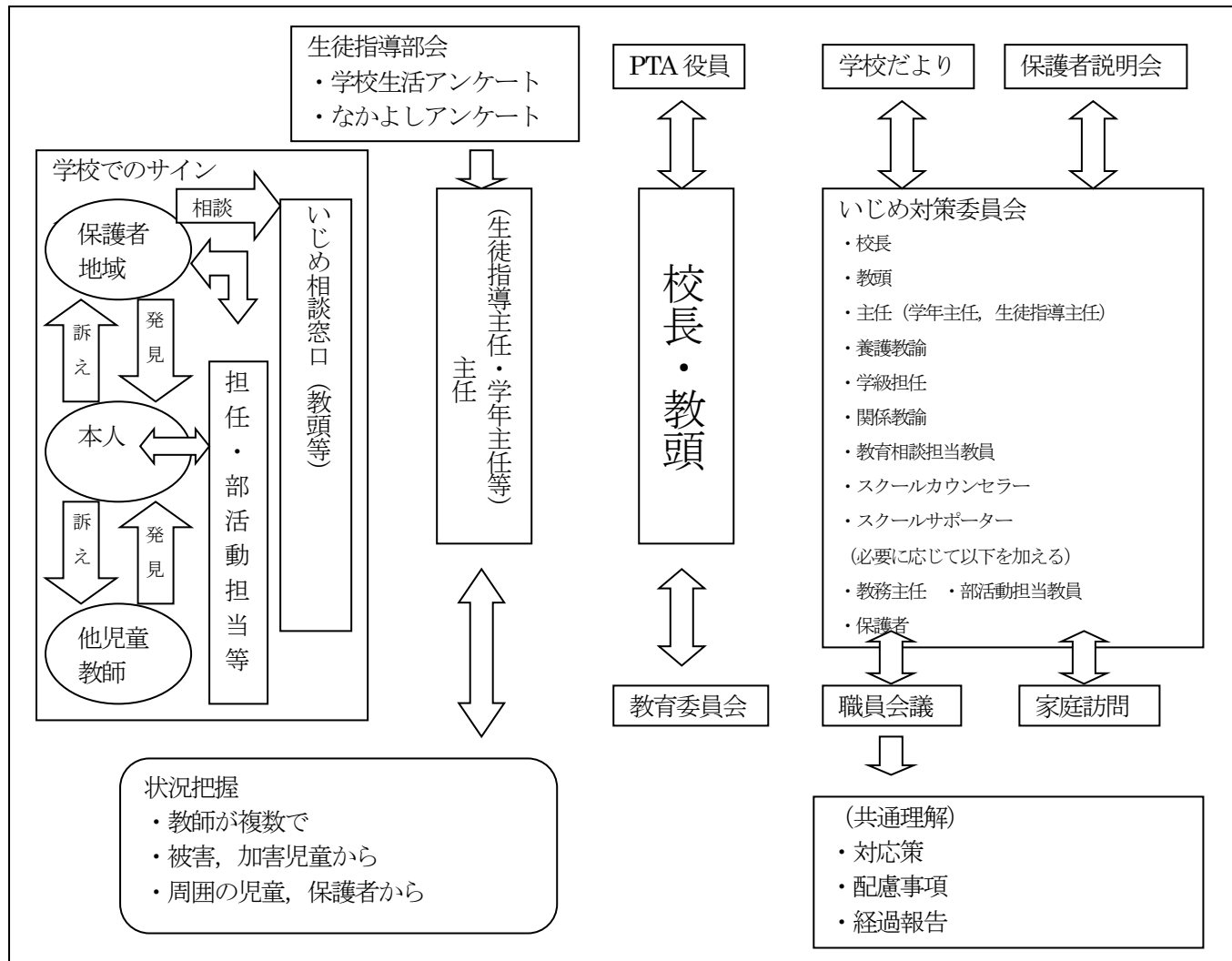
以下に留意点を挙げる。

- ① いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- ② いじめ防止の対象は、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を持つものとする。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ④ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。（本人が認知していないと主張する場合がある。）
- ⑤ 児童理解の取り組みを今以上に推進する。
- ⑥ 大人が一丸となっていじめを防止するため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2. 組織及び組織図

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 組織図



(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて, いじめの情報の迅速な共有, 関係のある児童生徒への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤ 学校が重大事態の調査を行う場合は, 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ⑥ いじめの未然防止に伴い, 問題行動に対する早期対応と情報共有を行う。

(4) 【組織の構成】

① 学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，教育相談担当教員，特別支援教育コーディネーター，情報担当教員，養護教諭，スクールカウンセラー

② 日常的な業務についての協議

校長，教頭，生徒指導主任，（生徒指導担当教員，教育相談担当教員，特別支援コーディネーター，養護教諭）

③ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

校長，教頭，生徒指導主任，関係学年主任，担任，関係学年の職員，その他必要に応じて，教務主任，特別支援コーディネーター，教育相談担当教員，養護教諭，部活動顧問，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター，民生児童委員，主任児童委員等

3. いじめの未然防止について

本校においては，その実現のため，次の方策を行う。

- (1) あいさつ（あいさつ運動），掃除（黙動），遊び，コミュニケーションを徹底して指導する。
- (2) 道徳，豊かな人間関係プログラム，体験活動の充実を図る。
- (3) 生徒指導機能を生かした「わかる授業」を推進する。

《自己存在感を与える，自己決定の場面を与える，共感的な人間関係を結ぶ》

学校教育においては，特に教科等の学習を通して，児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち，満足感や成就感を抱きつつ，自己理解に努めながら自己実現を目指すような指導を展開することが重要である。
千葉県教育委員会 「生徒指導の充実のために」 より

- (4) 全校朝会，学級活動等行事や特別活動において，「いじめは絶対許されない行為である。」「いじめは卑怯な行為である。」ことを十分に指導する。また，いじめは，学校内外の別なく（塾，習い事，地域での活動等を含む），インターネット等による誹謗中傷等も対象であることを教え，ネットモラルを系統立てて指導する。近年，急速に浸透しているSNS等の危険性に関する情報モ

ラル教育について、全学年を対象に学期に1回の講座を実施している。また、ネットトラブルの未然防止の観点から、携帯電話やスマートフォンへのフィルタリングの推奨を懇談会等を通して、保護者に呼びかけている。ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然である。ただし、当事者（書き込みをされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行をすることはできない。※弁護士法第72条「非弁行為」の禁止

- (5) いじめの定義、学校の基本方針、保護者の役割及び責務について、学級懇談会、学校便り、ホームページ等により周知、啓蒙する。
- (6) 言語環境を整え、教師自らが児童の人権に配慮した言動を率先して行い、児童の手本となる。
- (7) 学校内における児童間のけんか等の紛争を暴力や暴言により解決することを許さない毅然とした態度で指導に臨む。
- (8) いじめ防止、児童理解についての教職員研修を充実する。
- (9) 児童理解のための教育相談を充実する。

(教育相談週間、なんでも相談、随時の教育相談、なかよしアンケート、学校生活アンケートに基づく個人面談)

- (10) 学力や運動等において、個人差があり、また、得手不得手があることを指導し、結果をもって個人の優劣をつけることがないように指導する。特に、部活動においては、選手や代表の選考に当たっては、児童に丁寧に説明するとともに、部活動内部での序列化が生じないように配慮する。
- (11) 「五小こどもの約束」に準じて、学校統一のルールを明確にして、学級差や個人差が出ないように全校指導を徹底する。

相談ボックス（「なやみごとそうだんボックス」）設置、構成的グループエンカウンター、学級会等の実践、面談、情報交換会、職員の研修 等

4. いじめの早期発見について

- (1) 授業中、休憩時等の児童の様子を細かく観察し、いつもと違う表情、態度、言動が見られたときは、機を逃さず、声掛けや相談を実施するとともに、必要に応じて周りの教職員、児童等から情報を収集する。
- (2) 各学期1回、なかよしアンケートと学校生活アンケートを実施する。また、なかよしアンケート

トや学校生活アンケートから得られた情報をもとに、該当児童に対して、教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。この時、児童が率直にいじめの相談ができるよう、記載内容が他の児童の目に触れないようにする等配慮する。なお、アンケートの保存期間は、児童や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

- (3) 各月に教育相談日、2学期に教育相談週間を設ける。なかよしアンケート、学校生活アンケートの実施の際に、面談も実施している。また、なやみごとそだんボックスによる教育相談では、担任以外の教職員や管理職への相談もできるように選択肢に含めて実施する。
- (4) 学級懇談会を活用して、いじめが疑われる場合の児童の変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するよう啓蒙する。

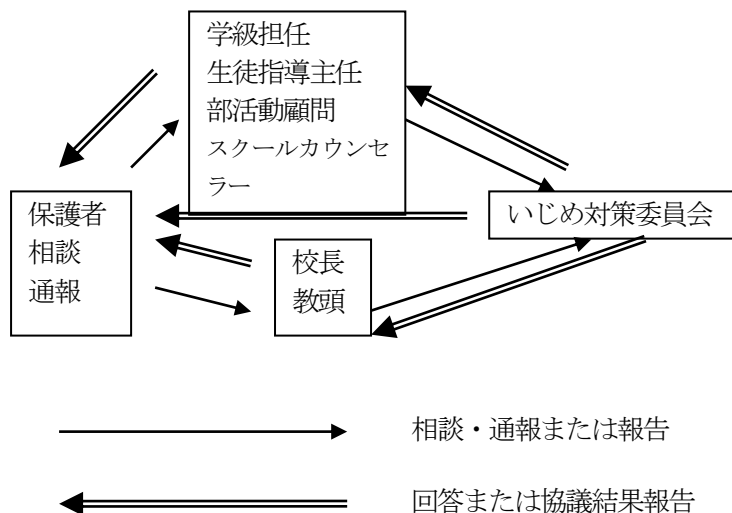
(児童の変化の例) *いじめた側の変化を含む

口数が減って表情が暗い、けがをすることが多くなった、金品がなくなる(隠される、汚される、返してくれない)、学校(習い事)に行きたがらない、携帯電話(スマートフォン)をいつも気にしている、ノートやプリントに悪口が書かれている(悪口の書いてある手紙をもらう)、金遣いが荒くなった、保護者の知らない物品を持っている、部活動に参加しなくなった、休み時間に一人で過ごしている等

(5) いじめ防止に関する保護者との連絡方法

- ① 教職員は、いじめの危険性がある場合には、保護者に対して迅速に電話または来校依頼、家庭訪問により連絡する。
- ② 1学期終了時に保護者面談を実施し、いじめの早期発見についての情報収集及び情報提供(児童の様子の変化、気にかかること等)行う。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、予約の上、いじめ等を含む子育ての悩み等を相談できることを周知する。(相談室だより、学校だより等)

5. いじめの相談・通報の体制について



* 学校の相談窓口 7164-1585

教頭 養護教諭 生徒指導主任 スクールカウンセラー

* 学校以外にいじめに防止に関する相談窓口について啓蒙する。

柏市教育委員会の相談窓口一覧

相談窓口名称	内容	主催	電話番号	受付時間	その他
やまびこ電話柏	未成年のお子さん、保護者のかたを対象に、学校、友人関係、家庭に関することについて、電話相談を行っています。	少年補導センター	04-7166-8181	午後1時～午後7時	平日対応
少年補導センター電話相談	青少年の問題行動(非行など)で悩みを持つ保護者のかたや教員を対象に、電話や面接による相談を受け付けています。	少年補導センター	04-7164-7571	午前9時～午後5時	平日対応
幼児教育・学校教育相談	幼児・小学生・中学生の学業、不登校、交友関係、親子関係、発達に関することについて、面接相談、電話相談を行っています。	児童生徒課	04-7131-6671 (受付・予約) 04-7131-6615 (電話相談)	午前9時～午後4時	平日対応
教育支援センター (きぼうの園 , 豊四季台 , 増尾台 , 大津ヶ丘)	小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的な生活習慣の改善のための相談などを行っています。	児童生徒課	「きぼうの園」 04-7133-9400	午前9時～午後4時	平日対応
			豊四季台教育支援センター (柏六小内) 04-7143-7724	午前9時～午後4時	平日対応
			増尾台教育支援センター (増尾西小内)	午前9時～午後4時	平日対応

			04-7175-7755		
			大津ヶ丘教育 支援センター (大津ヶ丘第二 小内) 04-7191-3366	午前9時 ～午後4時	平日対応

千葉県の相談窓口一覧

相談窓口名称	主催	電話番号	受付時間	その他
東葛飾教育相談室	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	047-364-1200	電話相談 午前9時～午後5時 来所相談 午前9時～午後5時 要電話予約	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
子どもと親の サポートセンター 教育相談	千葉県教育委員会 子どもと親のサポート センター	電話相談 0120-415-446 来所相談 0120-415-446 メール相談	午前8時30分～午後5時15分 いじめ相談は24時間受付 予約受付 午前9時～午後5時 メール saposoudan@chiba-c.ed.jp	平日対応 千葉県内から電話 平日対応 千葉県内から電話 メール相談には必ず 件名に「相談」と記入
ヤングテレホン 及び面接相談	千葉県警察 少年センター	0120-783-497	電話相談 午前9時00分～午後5時 来所相談 午前8時30分～午後5時30分 要電話予約	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話事務局	043-227-3900	電話相談 24時間対応	年中無休
悩み電話相談室	NPO 法人教育支援三アイの 会	04-7162-2130	電話相談	午前10時～午後4時 (平日) 午前10時～午後0時30分 (土曜日)

6. いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめを認知した場合は、その旨を管理職に報告する。管理職は事実確認をする旨、指示する。
- (2) 被害児童に対して事情を聴取する。この時、被害児童の精神状態、立場等を配慮して、聴取場所、時間等に留意する。
- (3) 被害児童からの聴取内容に基づき、加害児童への事情聴取を行う。この場合も、児童の人権に配慮し慎重に行う。
- (4) 必要に応じて、アンケート調査を行う。
- (5) 被害児童、加害児童双方から得た聴取内容、アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会により、対応策について協議し、協議内容を管理職に報告する。
- (6) 管理職の指示により、いじめ被害児童の保護者にいじめ認知の事実を知らせる。この時、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝えるとともに、学校の対応について詳細に説明する。
- (7) いじめ加害児童の保護者に、いじめの認知を知らせ、その解決についての学校の対応と協力の依頼を行う。
- (8) 被害児童、加害児童だけでなく、学級又は関係の児童集団（部活等）に対して、いじめの根絶に対する指導を行うとともに、思いやりのあるやさしい心を育てるよう、児童の心に響く教材を使用した道徳の時間の実施や、豊かな人間関係プログラムその他のグループエンカウンター等を活用して、望ましいコミュニケーション構築を図る。

7. いじめの指導について

- (1) いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、聴取場所に留意するとともに、聴取内容を記録し、保存する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行わなければならない。

《不適切な聴取方法例》

威圧的な態度、暴言、人権を無視した発言、自白の強要、脅迫、虚偽の事実による誘導等

- (2) いじめの被害児童は、精神的に強く傷ついていると考えられる。その傷を癒すために、スクールカウンセラー等を活用したカウンセリングを実施する。また、被害児童の状況に応じて、学習場

所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活が送れるようになっていく。

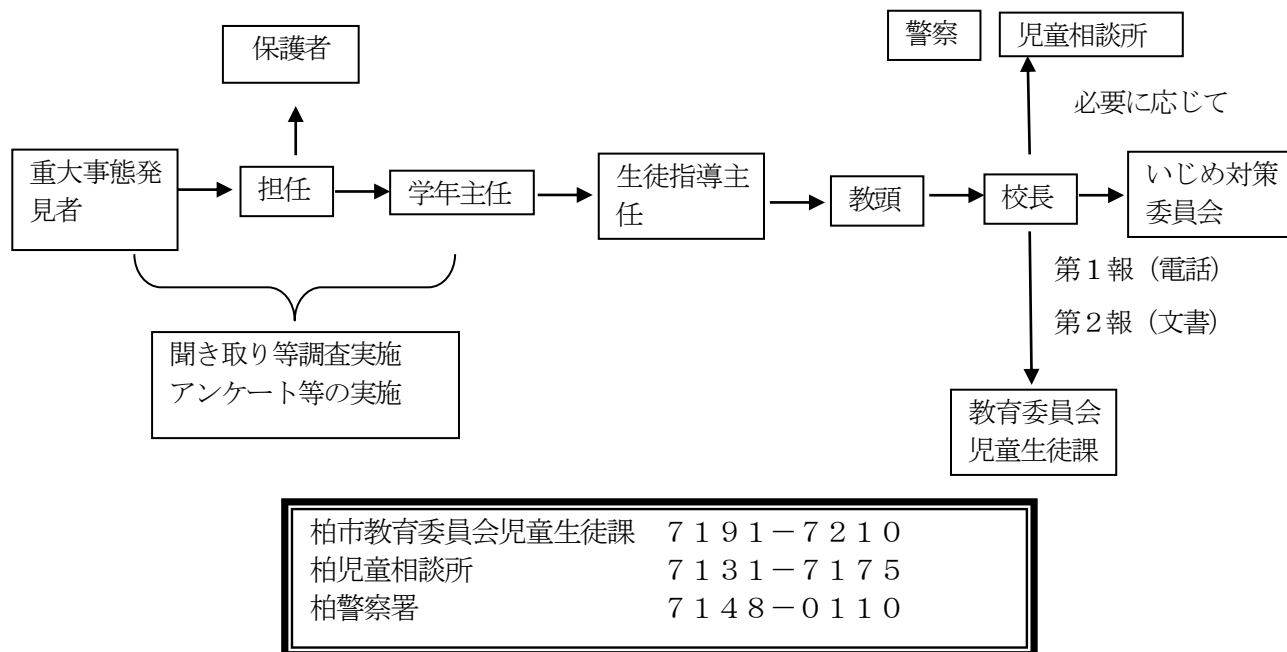
- (3) 加害児童に対しては、いじめの再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合など、被害児童と接触しないように活動場所等を制限する。
- (4) いじめに直接関わった、加害児童及び被害児童に対する指導だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしていた児童、助けられたのに助けなかった児童、相談できたのに、相談しなかった児童等に対して、いじめをかくしたり、はやし立てたり、傍観したりすることはいじめを助長する行為として、恥ずかしく、許されない行為であることを指導する。
- (5) いじめを行った児童に対しては、場合によって別室指導を行う場合がある。また、いじめを行った児童の反省の態度やその後の学習生活の状況から説諭、説得、懲戒（反省文を書かせる、行動を規制する等）を与える。懲戒等については、保護者に目的等を知らせ理解を得るようにする。
- (6) いじめ対策推進法第 23 条の規定により、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

8. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 28 条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産の重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童の自殺、身体に重大な傷害を負った、金品等の重大な被害、精神的疾患を発症した、転学等を余儀なくされた等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とする）を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき。
- ③ 保護者等から、重大事態の発生があった旨の訴えがあったとき。

(2) 重大事態発生時の連絡経路



重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

【重大事態発生後の対応のおおまかな流れ】

- ①重大事態発生状況の報告
- ②校長の判断による関係機関等の連携
- ③教育委員会児童生徒課への第1報
- ④詳細な状況調査
- ⑤いじめ対策委員会での対応策検討
- ⑥対応策実施
(これ以降、教育委員会に随時文書により報告)
- ⑦結果検証、効果検証 (いじめ対策委員会)
- ⑧場合により、再度の対策の実施
- ⑨教育委員会指導課に結果等の報告

9. 公表, 点検, 評価等について

- (1) 基本方針は、学校ホームページで公開する。
- (2) いじめに関する調査 (なかよしアンケート) を実施するとともに、いじめの種別, 年齢, 性別, 原因, 背景等について分析する。その分析よりいじめ基本方針の内容の正当性, 効果を点検する。
- (3) 基本方針は、内部評価及び学校関係者評価により評価し、改善していく。内容は必要に応じて保

護者や地域住民，児童にも検討してもらう。

10. 年間指導計画について

2023年度					
生徒指導年間指導計画					
柏市立柏第五小学校					
月	月目標	重点内容	主な行事・活動	生徒指導 (月間) (年間)	
4	きまりを守って生活しよう	・「五小こどもの約束」を徹底する。 ・交通ルールを確認する。 ・元気なあいさつ，元気な返事を意識する。	始業式 入学式 授業参観・懇談会 家庭確認	・五小のきまりの確認 ・児童写真撮影 ・児童実態把握(学級経営等) ・学級，学年の方向性を保護者へ周知(懇談会) ・いじめ防止啓発強化月間 ・教育相談日	・月目標指導 ・あいさつボランティア ・黙働での清掃活動 ・時間への意識づけ
5	進んで掃除をしよう	・掃除の仕方を理解する。(服装，準備，道具の使い方，後片づけ) ・黙働を意識する。	校外学習 運動会 交通安全教室	・教育相談日 ・学校生活アンケート	
6	梅雨時の過ごし方を工夫しよう	・天気の良い日は外で遊ぶ。 ・廊下や階段を正しく歩く。 ・室内での過ごし方を工夫する。	社会科見学(6年生) 土曜参観	・情報モラル教育 ・教育相談日 ・なかよしアンケート	
7	一学期のまとめをしよう	・1学期の生活の反省を行い，未達成なものに努力する。 ・落ち着いた生活の心がける。	五小ギャラリー 終業式 個人面談	・教育相談日 ・1学期のふり振り返り(学習・生活) ・夏休みの過ごし方の指導 ・児童の実態把握(個人面談)	
9	友だちと仲良くしよう	・「五小こどもの約束」を徹底する。 ・集団行動のルールを守る。 ・学校生活のリズムを取り戻す。	始業式 校外学習	・五小のきまりの確認(学級・学年) ・児童の実態把握(学級経営等) ・教育相談日	
10	進んで学習に取り組もう	・正しい姿勢で学習する。 ・1ヶ月5冊以上を目指して読書する。	校外学習 林間学校 修学旅行	・教育相談日 ・学校生活アンケート ・教育相談週間(面談)	
11	進んで活動をしよう	・係活動や当番，委員会の活動をしつかりと行う。 ・黙働で清掃に取り組む。	就学時健診 五小わくわくフェスティバル 持久走大会	・薬物乱用防止教室(ノースモッツ教室と兼ねる) ・教育相談日 ・なかよしアンケート	
12	二学期のまとめをしよう	・2学期の生活の反省を行い，未達成なものに努力する。 ・落ち着いた生活の心がける。	五小ギャラリー(図工作品展示) 終業式	・教育相談日 ・2学期のふり振り返り(学習・生活) ・冬休みの過ごし方の指導	

1	新しい年の目標を立てよう	・「五小こどもの約束」を徹底する。 ・時間を守る。 ・元気なあいさつ、元気な返事を意識する。	始業式	・五小のきまりの確認(学級・学年) ・教育相談日 ・情報モラルアンケート		
2	寒さに負けず、元気な体をつくろう	・風邪を予防する。 ・外で元気に遊ぶ。	児童会任命式 授業参観・懇談会 6年生旅立ちの集い 6年生を送る会	・教育相談日 ・学級、学年の取り組みの現状を保護者へ周知(懇談会) ・なかよしアンケート		
3	1年間のまとめをしよう	・1年間の学習、生活の反省を行う。 ・教室などをきれいにし、次の学年へ引き継ぐ。	五小ギャラリー 卒業式 修了式	・教育相談日 ・3学期のふり返り(学習・生活) ・学校生活アンケート ・春休みの過ごし方の指導 ・次年度の学年への引き継ぎ		↓

※年間行事予定の「行事・活動」の日程は変更の可能性あり。